

秋田県環境保全型農業直接支払交付金実施要領

第1 目的

この要領は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第3号に規定する事業を実施する農業者団体等に対する支援を行うため、環境保全型農業直接支払交付金事業の実施について、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象活動

1 全国共通取組

国実施要領第4の1の(1)のイに基づく「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用に係る堆肥施用量」の「稲わら堆肥以外の堆肥」について、秋田県設定を次のとおりとする。

また、カドミウム含有米生産防止対策実施要領に基づく生産防止計画対象地区では、長期中干しの対象をカドミウム低吸収性品種のみとする。

【炭素貯蔵効果の高い堆肥の水質保全に資する施用に係る堆肥施用量(秋田県設定)】

作物 (品目)	堆肥の種類	設定した 施用量 (t/10a)	国の環境保全型農業直接 支払交付金の10a当たり の交付単価 (円/10a)	国の環境保全型農業直接 支払交付金と一体的に地 方公共団体が交付する交 付金を加えた交付金の10 a当たりの単価 (円/10a)	備考
水稲	稲わら堆肥以外かつ C/N比10以上で腐熟した堆肥	0.25	900	1,800	
水稲以外の作物	稲わら堆肥以外かつ C/N比10以上で腐熟した堆肥	0.5	900	1,800	

※堆肥施用量は、土壌診断結果を基に、散布する堆肥の成分を考慮して決定すること。

※また、堆肥の成分において、窒素及びリン酸の各成分量の合計が、必要とする投入成分量を超えないようにすると共に、堆肥由来の窒素成分量（堆肥の非効率を考慮）が原則として県の堆肥基準を上回らない量としなければならない。

第3 実施状況の確認

市町村による対象活動の実施状況の確認は、国実施要領別記6に定めるとおりとする。

第4 交付単価及び交付額

第2の農業生産活動に係る国からの交付金に県及び市町村が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価は、別表1のとおりとする。

1 県の交付金の交付に関する基本的考え方

県の交付金（国からの交付金除く。）は、市町村が県が交付する交付金と同額以上の支援を行う対象活動に対して交付するものとする。

2 国からの交付金の交付額の調整が行われた場合における県の交付金の交付に関する考え方

国実施要領第6及び別記4に基づき、国からの交付金の交付額の調整が行われた場合、県の交付金の交付については原則として国の交付額の調整の考え方に合わせ交付単価及び交付額を交付するものとする。

附 則

この要領は平成25年5月16日から施行する。

附 則

1 この要領は平成26年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は平成27年4月2日から施行する。

2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は平成28年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は平成29年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は平成29年6月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和元年6月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。
- 3 令和7年度に開始する事業に限り、別表1の秋耕は、水稻を栽培する年度に実施できるものとする。

別表1 (交付単価)

農業生産活動	対象作物	内容	対象地域	国からの交付金に県及び市町村が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価(円/10a)	県が交付する交付金の10a当たりの交付単価(円/10a)	概要
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	水稲	C/N比10以上の腐熟した堆肥を概ね0.5t/10a施用するとともに、水稲を栽培する年度の長期中干し又は水稲を栽培する前年度の湛水不実施若しくは秋耕のいずれか1つ以上を実施する取組	県全域	3,600円	900円	全国共通取組
	水稲以外	C/N比10以上の腐熟した堆肥を概ね1t/10a施用する取組	県全域	3,600円	900円	
	水稲	稲わら堆肥以外かつC/N比10以上の腐熟した堆肥を0.25t/10a施用するとともに、水稲を栽培する年度の長期中干し又は水稲を栽培する前年度の湛水不実施若しくは秋耕のいずれか1つ以上を実施する取組	県全域	1,800円	450円	全国共通取組 (県設定分)
	水稲以外	稲わら堆肥以外かつC/N比10以上の腐熟した堆肥を0.5t/10a施用する取組	県全域	1,800円	450円	
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 緑肥の施用(カバークロープ) を組み合わせた取組	水稲	主作物の栽培期間の前後のいずれかに カバークロープ(緑肥) を作付けし、すき込むとともに水稲を栽培する年度の長期中干し又は水稲を栽培する前年度の湛水不実施若しくは秋耕のいずれか1つ以上を実施する取組	県全域	5,000円	1,250円	全国共通取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 緑肥の施用(カバークロープ) を組み合わせた取組	水稲以外	主作物の栽培期間の前後のいずれかに カバークロープ(緑肥) を作付けし、すき込む取組	県全域	5,000円	1,250円	全国共通取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 緑肥の施用(リビングマルチ) を組み合わせた取組	畑作物	主作物の畝間に 緑肥 を作付けする取組	県全域	5,000円	1,250円	全国共通取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 緑肥の施用(草生栽培) を組み合わせた取組	果樹	果樹園地に 草生栽培(緑肥の作付け) をする取組	県全域	5,000円	1,250円	全国共通取組
有機農業(化学肥料及び化学合成農薬を使用しない)の取組 (※注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか1つ以上を実施すること。	そば等雑穀、飼料作物以外	化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組、かつ「国際水準の有機農業」=有機JASに合致する取組 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り(※注)2,000円を加算。	県全域	14,000円	3,500円	全国共通取組
	そば等雑穀、飼料作物	化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組(本県では飼料作物を対象としていない)	県全域	3,000円	750円	
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草 の実施	水稲	水稲の「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標(水稲)」に基づく管理と、水稲生育期間中の畦畔除草について、除草剤を使用せず草刈り機械等による除草を組み合わせる取組とともに水稲を栽培する年度の長期中干し又は水稲を栽培する前年度の湛水不実施若しくは秋耕のいずれか1つ以上を実施する取組	県全域	4,000円	1,000円	全国共通取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草 の実施	水稲以外	水稲の「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標(水稲)」に基づく管理と、水稲生育期間中の畦畔除草について、除草剤を使用せず草刈り機械等による除草を組み合わせる取組	県全域	4,000円	1,000円	全国共通取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 炭の投入 を組み合わせた取組	作物全般	主作物の栽培期間の前後いずれかに炭を 50kg/10a以上又は500L/10a以上 ほ場に投入する取組	県全域	5,000円	1,250円	全国共通取組
有機農業(化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組、かつ「国際水準の有機農業」=有機JASに合致する取組)の取組の拡大に向けた活動	そば等雑穀、飼料作物以外	有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援し、活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて加算	県全域	4,000円	1,000円	取組拡大加算

※環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和4年4月1日3農産第3817号農林水産事務次官依命通知)及び同要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)に基づき設定。